

母子世帯の生活扶助基準の検証について

- 母子世帯の生活扶助基準の妥当性を検証するため、現在、以下の調査を実施中。
- 従来の消費支出に重点を置いた検証だけでなく、生活実態に着目することにより、母子世帯特有のニーズの有無を検証する。

1 一般母子世帯の消費実態(平成16年全国消費実態調査特別集計)

- 母子加算廃止の根拠となった全国消費実態調査のデータが古いこと、比較対象とした第Ⅲ-5分位のサンプル数が少なく、統計的な精度についての問題点が指摘されていることから、直近のデータに基づき再検証を行う。その際、統計的な精度(標準誤差率)も併せて検証する。
- とりまとめ時期: 平成22年2月末日途

2 一般母子世帯の生活実態(平成19年国民生活基礎調査特別集計)

- 一般母子世帯の生活実態を明らかにするため、平成19年国民生活基礎調査のデータを用いて、一般母子世帯の生活意識及び健康状態等を特別集計する。
- 集計項目は、就労状況、身体状況、悩みやストレスの状況、こころの状態、生活意識等
- とりまとめ時期: 平成22年2月末日途

3 被保護母子世帯の生活実態(生活保護母子世帯調査(平成21年))

- 被保護母子世帯の生活実態を明らかにするため、サンプル調査を実施する。
調査実施時期: 平成21年11月1日
調査世帯数: 約490世帯
- 調査項目は、一般母子世帯との比較を可能とするため上記2の集計項目と同じ。ただし、被保護母子世帯特有の調査項目として、DV被害の有無及びその影響を追加した。
- とりまとめ時期: 平成22年2月末日途

➡ 一般母子世帯及び被保護母子世帯の生活実態について、今回、上記2の特別集計及び3の調査を暫定的に一部集計した。集計結果は別添のとおり。

一般母子世帯及び被保護母子世帯の生活実態調査による検証の視点

仮説1 被保護母子世帯は、一般母子世帯よりも、様々な就労阻害要因のために、働きたいけれど働けない層が多いのではないか。

- ・働きたいけれど働けない層の割合
- ・仕事に就けない理由
- ・現在の健康状態、こころの状態

仮説2 被保護母子世帯は、一般母子世帯よりも、就労しても悪条件が多く、十分な収入を得にくいのではないか。

- ・就業及び雇用状態
- ・労働による所得
- ・就業時間

仮説3 被保護母子世帯は、一般母子世帯よりも、母親の健康状態が悪いのではないか。

- ・現在の健康状態
- ・傷病の有無、最も気になる傷病(特に、うつ病の罹患状況)
- ・悩みやストレスの有無
- ・DV被害の経験の有無及び影響(被保護母子世帯のみ)

仮説4 被保護母子世帯は、一般母子世帯よりも、子どもの健康状態が悪いのではないか。

- ・健康状態が「あまりよくない」または「よくない」とする子どもの割合
- ・子どもの健康状態が母親の就業状況へ与える影響

仮説5 被保護母子世帯は、一般母子世帯よりも所得、消費水準が高いとしても、生活意識は苦しいのではないか。

- ・所得階級別、可処分所得階級別の割合
- ・貯蓄及び借入金の状況
- ・生活意識が「大変苦しい」または「やや苦しい」者の割合